

# 官報

## 号外 昭和四十三年四月五日

### ○第五十八回国会 参議院会議録第十号

昭和四十三年四月五日(金曜日)

午前十時三十九分開議

#### ○議事日程 第十号

昭和四十三年四月五日

午前十時三十分開議

第一 国家公務員等の任命に関する件

第二 公衆電気通信法の一部を改正する法律案

(趣旨説明)

第三 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

第四 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

#### ○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る三月三十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 高橋文五郎君  
八田 一朗君

#### 地方行政委員

菅野 儀作君

佐藤 隆君

森田 タマ君

仲原 善一君

新谷寅三郎君

田代富士男君

紅露 みつ君

和泉 覚君

杉原 荒太君

白井 勇君

瀬谷 英行君

野上 元君

矢追 秀彦君

瓜生 清君

佐藤 隆君

黒柳 明君

片山 武夫君

山内 一郎君

菅野 儀作君

森田 タマ君

高橋文五郎君

仲原 善一君

八田 一朗君

佐藤 隆君

紅露 みつ君

和泉 覚君

新谷寅三郎君

文教委

社会労働委員

運輸委員

通信委員

#### 予算委員

田代富士男君

山内 一郎君

佐藤 隆君

小柳 勇君

大矢 正君

黒柳 明君

片山 武夫君

白井 勇君

矢追 秀彦君

瓜生 清君

杉原 荒太君

菅野 儀作君

佐藤 隆君

森田 タマ君

仲原 善一君

新谷寅三郎君

文教委

社会労働委員

運輸委員

通信委員

決算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とセイロン政府との間の条約の締結について承認を求めの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めの件

電気用品取締法の一部を改正する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和四十三年度一般会計暫定予算

昭和四十三年度特別会計暫定予算

昭和四十三年度政府関係機関暫定予算

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

関税定率法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

公害防止事業団法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和四十三年度一般会計暫定予算

昭和四十三年度特別会計暫定予算

昭和四十三年度政府関係機関暫定予算

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

道路整備特別措置法の一部を改正する法律

日本開発銀行法の一部を改正する法律

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

関税定率法等の一部を改正する法律

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

公害防止事業団法の一部を改正する法律

法務省設置法の一部を改正する法律

地方税法の一部を改正する法律

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

同日国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件

同日本院は、中央更生保護審査委員会に大平エツ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は、公共企業体等労働委員会委員に兼子一君、金子美雄君、隈谷三喜男君、中西實君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく昭和四十二年中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和四十二年漁業の動向に関する年次報告

同日本院は、中央更生保護審査委員会に大平エツ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は、公共企業体等労働委員会委員に兼子一君、金子美雄君、隈谷三喜男君、中西實君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく昭和四十二年中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和四十二年漁業の動向に関する年次報告

同日本院は、中央更生保護審査委員会に大平エツ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は、公共企業体等労働委員会委員に兼子一君、金子美雄君、隈谷三喜男君、中西實君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく昭和四十二年中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和四十二年漁業の動向に関する年次報告

同日本院は、中央更生保護審査委員会に大平エツ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は、公共企業体等労働委員会委員に兼子一君、金子美雄君、隈谷三喜男君、中西實君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく昭和四十二年中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする中小企業施策についての文書を受領した。

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七条の規定に基づく昭和四十二年漁業の動向に関する年次報告

同日本院は、中央更生保護審査委員会に大平エツ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

告及び昭和四十三年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての文書を受領した。

同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づき地方財政の状況報告を受領した。

去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- |                            |                            |
|----------------------------|----------------------------|
| 内閣委員                       | 森田 タマ君                     |
| 地方行政委員                     | 八田 一朗君                     |
| 農林水産委員                     | 鈴木 一弘君                     |
| 商工委員                       | 瀨谷 英行君                     |
| 運輸委員                       | 和泉 覚君                      |
| 通信委員                       | 田代富士男君                     |
| 建設委員                       | 椿 繁夫君                      |
| 同                          | 浅井 辛君                      |
| 同                          | 小柳 勇君                      |
| 同                          | 黒柳 明君                      |
| 同                          | 片山 武夫君                     |
| 同                          | 矢追 秀彦君                     |
| 決算委員                       | 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。 |
| 内閣委員                       | 八田 一朗君                     |
| 地方行政委員                     | 森田 タマ君                     |
| 農林水産委員                     | 浅井 辛君                      |
| 商工委員                       | 椿 繁夫君                      |
| 運輸委員                       | 田代富士男君                     |
| 通信委員                       | 和泉 覚君                      |
| 建設委員                       | 瀨谷 英行君                     |
| 同                          | 鈴木 一弘君                     |
| 同                          | 瀨谷 英行君                     |
| 同                          | 矢追 秀彦君                     |
| 同                          | 高山 恒雄君                     |
| 同                          | 黒柳 明君                      |
| 決算委員                       | 同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。   |
| 災害対策特別委員                   | 小平 芳平君                     |
| 産業公害及び交通対策特別委員             | 矢追 秀彦君                     |
| 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 |                            |

名した。

災害対策特別委員 矢追 秀彦君

産業公害及び交通対策特別委員 小平 芳平君

去る二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

社会労働委員

柳岡 秋夫君

森 勝治君

斎藤 昇君

大矢 正君

宮崎 正義君

市川 房枝君

田村 賢作君

黒柳 明君

須藤 五郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

社会労働委員

森 勝治君

柳岡 秋夫君

田村 賢作君

野上 元君

黒柳 明君

石本 茂君

斎藤 昇君

宮崎 正義君

岩間 正男君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

内閣委員会

理事 八田 一朗君 (八田一朗君の補欠)

社会労働委員会

理事 黒木 利克君 (黒木利克君の補欠)

建設委員会

理事 内田 芳郎君 (内田芳郎君の補欠)

理事 山内 一郎君 (山内一郎君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提案案を受領した。

刑法の一部を改正する法律案(第五十五回国会提出、衆議院継続審査)

同日衆議院から左の内閣提案案を受領した。よって

- |                                  |                      |
|----------------------------------|----------------------|
| 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。       |                      |
| 災害対策特別委員                         | 矢追 秀彦君               |
| 産業公害及び交通対策特別委員                   | 小平 芳平君               |
| 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。       |                      |
| 社会労働委員                           | 柳岡 秋夫君               |
| 森 勝治君                            |                      |
| 斎藤 昇君                            |                      |
| 大矢 正君                            |                      |
| 宮崎 正義君                           |                      |
| 市川 房枝君                           |                      |
| 田村 賢作君                           |                      |
| 黒柳 明君                            |                      |
| 須藤 五郎君                           |                      |
| 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。       |                      |
| 社会労働委員                           | 森 勝治君                |
| 柳岡 秋夫君                           |                      |
| 田村 賢作君                           |                      |
| 野上 元君                            |                      |
| 黒柳 明君                            |                      |
| 石本 茂君                            |                      |
| 斎藤 昇君                            |                      |
| 宮崎 正義君                           |                      |
| 岩間 正男君                           |                      |
| 同日委員会において当選した理事は左の通りである。         |                      |
| 内閣委員会                            | 理事 八田 一朗君 (八田一朗君の補欠) |
| 社会労働委員会                          | 理事 黒木 利克君 (黒木利克君の補欠) |
| 建設委員会                            | 理事 内田 芳郎君 (内田芳郎君の補欠) |
| 理事 山内 一郎君 (山内一郎君の補欠)             |                      |
| 同日衆議院から左の内閣提案案を受領した。             |                      |
| 刑法の一部を改正する法律案(第五十五回国会提出、衆議院継続審査) |                      |
| 同日衆議院から左の内閣提案案を受領した。よって          |                      |

て議長は即日これを商工委員会に付託した。

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

石炭鉱業国有法案(多賀谷貞徳君外十四名提出)

日本石炭公社法案(多賀谷貞徳君外十四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のため日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案可決報告書

一昨三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員

田村 賢作君

佐藤 隆君

黒柳 明君

矢追 秀彦君

高山 恒雄君

春日 正一君

白井 勇君

斎藤 昇君

宮崎 正義君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

斎藤 昇君

白井 勇君

宮崎 正義君

北條 尚八君

片山 武夫君

須藤 五郎君

佐藤 隆君

田村 賢作君

黒柳 明君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

- |  |                            |
|--|----------------------------|
| 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。               |                            |
| 災害対策特別委員                                 | 土屋 義彦君                     |
| 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。               |                            |
| 災害対策特別委員                                 | 平島 敏夫君                     |
| 同日委員会において当選した理事は左の通りである。                 |                            |
| 決算委員会                                    | 理事 田村 賢作君 (田村賢作君の補欠)       |
| 理事 黒柳 明君 (黒柳明君の補欠)                       |                            |
| 災害対策特別委員会                                | 理事 矢追 秀彦君 (矢追秀彦君の補欠)       |
| 同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。                 |                            |
| 砂利採取法案                                   |                            |
| 農業振興地域の整備に関する法律案                         |                            |
| 同日内閣から、総理府設置法の一部を改正する法律案を修正した旨の通知書を受領した。 |                            |
| 昨四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。                |                            |
| 法務委員                                     | 山田 徹一君                     |
| 文教委員                                     | 鈴木 力君                      |
| 社会労働委員                                   | 森 勝治君                      |
| 同  | 小平 芳平君                     |
| 同  | 渡辺 勸吉君                     |
| 同  | 柳岡 秋夫君                     |
| 同  | 横川 正市君                     |
| 同  | 鈴木 強君                      |
| 同  | 瀨谷 英行君                     |
| 同  | 野上 元君                      |
| 同  | 二宮 文造君                     |
| 同  | 片山 武夫君                     |
| 同  | 鈴木 一弘君                     |
| 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。               |                            |
| 決算委員                                     | 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 |
| 法務委員                                     | 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 |
| 文教委員                                     | 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 |
| 社会労働委員                                   | 同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。 |

農林水産委員 横川 正市君  
通信委員 森 勝治君  
同 渡辺 勸吉君  
同 鈴木 力君  
同 稲葉 誠一君  
同 柳岡 秋夫君  
同 矢追 秀彦君  
同 中沢伊登子君  
同 二宮 文造君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。  
理事 佐藤 隆君 (佐藤隆君の補欠)  
通信委員 勝治君 (森勝治君の補欠)  
同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案  
内閣委員会に付託  
物品税等法の一部を改正する法律案  
所得税法の一部を改正する法律案  
法人税法の一部を改正する法律案  
租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。  
日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案  
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案  
内閣委員会に付託  
中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案  
金融機関の合併及び転換に関する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。  
大蔵委員会に付託

昭和三十二年四月五日 参議院会議録第十号 議長の報告 会議 国家公務員等の任命に関する件

日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案可決報告書  
同日内閣から、左記の者を科学技術会議議員に任命したので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

兼重寛九郎  
杉野目晴貞  
同日内閣から、左記の者を社会保険審査委員会に任命したので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

川嶋 三郎  
同日衆議院から、左記の者を国家公務員等の任命に関する件。内閣から、科学技術会議議員に、兼重寛九郎君、杉野目晴貞君を、社会保険審査委員会に川嶋三郎君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。  
日程第一、国家公務員等の任命に関する件。内閣から、科学技術会議議員に、兼重寛九郎君、杉野目晴貞君を、社会保険審査委員会に川嶋三郎君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、いずれも同意することに決しました。  
〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 日程第二、公衆電気通信法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。  
本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。小林

郵政大臣。  
〔國務大臣小林武治君登壇、拍手〕  
○國務大臣(小林武治君) 公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における経済の成長、社会開発の進展、国民生活の向上等に伴い、加入電話の架設に対する国民の要望は増大の一途をたどっており、申し込んでもつかない、いわゆる積滞の数は、現在二百二十万をこえている状況であります。このような需要に対応して加入電話の増設を円滑に行なう必要があり、その新規架設に要する費用の一部に充てるため、加入電話の設備料の額を改定する必要があります。

このため、一加入電話ごとに一万円となっていた現行設備料の額を、単独電話及び構内交換電話の局線部分につきましては一加入電話ごとに三万円に、二共同電話につきましては一加入電話ごとに二万円にそれぞれ引き上げ、多数共同電話につきましてはは現行どおり一万円としようとするものであります。  
なお、この法律案の施行期日は、昭和四十三年五月一日としようとしております。

以上をもちまして、この法律案の趣旨の説明を終ります。(拍手)  
○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対して、質疑の通告がございまして、発言を許します。森勝治君。

〔森勝治君登壇、拍手〕  
○森勝治君 私、日本社会党を代表いたしました。ただいま郵政大臣より趣旨説明のありました公衆電気通信法の一部を改正する法律案に関しまして、佐藤総理並びに関係大臣に対し、若干の質問を行なうものであります。

申すまでもなく、わが国の電信電話事業は、戦後、国有、国营の官業形態から、公共企業体という特殊な経営形態に改革されたわけであります。が、この事業が本質的には依然として全額政府出

資の国有事業であり、公衆電気通信事業といたしましては全国的規模の完全な独占事業でありまして、日常生活に欠くことのできない公益事業であることには、少しも変わりはないものであります。したがって、公共企業体としての電電公社には、いわゆる公共性と企業性という二重の性格が本質的に切り離しがたく結びついており、これがいずれかの一方の性格に著しく傾斜し、あるいは独走することは許されず、与えられた条件の中で、公共性と企業性とを常に調和させていく必要があるものであります。これこそ、公社の特殊な性格であり、使命とも言えるものであります。

すなわち、公社法設立の目的は、公社第一条に示されているごとく、公共の福祉を増進することであり、そのために、合理的、能率的な経営体制を確立し、設備の整備拡充を促進いたしまして、国民の利便を確保することを要求し、その実現のために、さらに具体的に公衆電気通信法第一条に、迅速、確実なサービスを合理的な料金で、あまねく公平に提供することを義務づけておるのであります。これは、公社の設備拡充という事業活動、つまり投資計画が企業性と公共性との調和をはかりつつ、かつ、調和の達成できる限度内で促進されなければならないことを明らかにしているものであります。このような立場に立って、このたびの法案及び関連する第四次五カ年計画、その初年度の昭和四十三年度予算案等を見ますときに、多くの問題点が山積していることを見のがすわけにはまいりません。

そこで、まず総理大臣及び大蔵大臣にお伺いをしたいのであります。が、総理は、機会あるごとに、「物価を安定させ、国民生活の向上をはかる」と言い、そしてそのことが、「私の重大な責務である」と、国民に対し明言し、公約されております。しかるに現実には、この数年間、息もつかせぬほど物価ははね上がり続けております。本年度におきまして、消費者米価をはじめとする一連の

昭和三十二年四月五日 参議院会議録第十号 議長の報告 会議 国家公務員等の任命に関する件 公衆電気通信法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

諸物価値上げ計画がなされ、まさにとどまることを知らぬその勢いに、国民の生活はますます圧迫され、生活苦から死を選ぼうという深刻な局面に立たされる家庭まで出てきていることは、先刻皆さん御承知のとおりであります。一方で減税を誇大に宣伝し、他方においては酒やたばこ等の値上げをはかり、減税分を実質的にゼロにするなど、全く国民を欺瞞するものはなほだしいものがあります。さらに今回、国鉄の定期代が大幅に値上げをされ、それが諸物価に連鎖反応を引き起こし、物価高に一そう拍車をかけ、値上がりをおおることになりました。これは、国民のひとしく認めるところであります。また、政府は、財政の硬直化を理由に社会保障費の伸び率を大幅にダウンさせたが、私たちの周囲には社会保障の拡充を願う国民の声なき声が充満しているであります。

反面において、政府は防衛関係、旧軍人恩給等のようなものには惜しげもなく予算を出しているものであります。これこそ国民を無視した国民不在の政治であつて、佐藤内閣の本質とも言うべきものであります。このような中で、政府は一体、物価政策の面で公共料金の持つ性格をどう御理解なさつておられるのか、全く判断に窮するところであります。

今日、外交、内政両面にわたつて不評をかこつ佐藤内閣が、公共料金抑制を財政経済政策の重要な柱として予算編成を行なつたと称する手前からいたしましたも、この性格のあいまいな電話設備料の一律に三倍の引き上げ案を、この際引つ込めて、一つくらは意のあるところを見せて、アメリカのジョンソン大統領の例にならつて、そろそろ御退陣なさるのが賢明ではなからうかと考えるのであります。明快な御答弁を承りたいと思つたのであります。(拍手)

次に、郵政大臣と経済企画庁長官にお伺いをいたします。

政府、公社当局は、設備負担法制定以来、申し

込めばすぐつづつ電話というキャッチフレーズのもとに、昭和四十七年度には積滞を一掃し、完全充足をはかることを公約として今日までまいりました。ところが、第四次五カ年計画の大綱を見ますと、この公約は全く放棄されているのであります。なぜ、この基本方針が変更されたのか、その理由を承りたいのであります。

去る昭和四十年九月、電信電話調査会は、電電公社総裁に対して、電話事業において二二%、電信事業において五〇%にのぼる値上げを答申いたしました。もともとこの調査会は、公社が料金値上げを合法化するために総裁の諮問機関として設置したものであります。その委員のほとんどは財界や大企業の経営代表でありまして、電報電話の大平の利用者である中小企業あるいは一般国民を代表する委員は加えておらず、きわめて公平を欠いた構成と性格を有するものであります。したがつて、調査会の報告の内容は、ほとんど公社提案の思想をそのまま受け継ぎ、日本経済の現状あるいは国民生活水準などの諸条件を十分に勘案した。国民的視野に立ったものとは決して申し上げることができない幾多の問題点を含んでおるのであります。公社当局は、この答申を受けて、第四次五カ年計画の初年度として昭和四十三年度計画を実施するにあたり、経営が思わしくないとして料金の二二%アップを提案したのであります。政府の施策から料金改定は見送りとなり、当初の五百九十六億円の赤字予算は逆に六十一億円の黒字予算編成となり、設備料を一律に三倍に引き上げる今回の提案となつてまいりました。

私は、一方的にこの膨大な建設資金を国民大衆から取り上げ、データ通信あるいは産業用電話など大企業優先の事業計画につき込み、国民の要望している生活必需品化しておる電話を抑制して、申し込んでおるかなかなかつかない電話として、国民の意思を無視するこの反公共的サービス料金値上げにはどうしても賛成することができません。加

えて、すぐ引ける、すぐかかる電話を実現するための長期拡充計画の大綱では、電話の普及と自動化等によつて、「国民生活の充実と物価の安定に寄与するとともに、企業生産性を引き上げ、生産性向上」云々となつております。ところが、第四次五カ年計画では、このような国民生活の充実と物価の安定に寄与することよりも、経済の効率化、都市の再開発と地域格差が、生活充実と並列的か優先をされておるのであります。このような後退した役割りに変えた理由は、一体どこにあるのか、政府として今後の電信電話事業の基本をどこに置くつもりであるのか、承りたいところであり

ます。

次に、電信電話の設備料の性格についてお尋ねいたします。

御説明によりますと、申し込んでおるまいわゆる積滞電話の数は現在二百二十万をこえており、その新規架設に要する費用の一部に充てるため、加入電話の設備料の額を改定する必要があるとしております。第三十四回国会におきまして現行の設備拡充暫定措置法が成立いたしました。その際、いまの設備料一百万円が加入電話の新規架設のための直接必要な工事費として定められ、設備料は他に転用のできない開通工事費として積算の根拠があつたはずであります。しかしながら今回、政府は、建設資金の不足を補うため、設備料の引き上げを行ないたいとしておるのであります。これは、設備料が消耗品、工事費という性格から公社資産に対する料金として変わったことを意味するものであつて、昭和四十七年度までを予測したこの措置法の施行期間中に設備料の性格を変え、政策の重要な変更を加えることは、まさに重大な問題であります。いかなる理由に基

づくものが、お聞かせ願いたいのであります。

「電信電話料金値上げは本年度は見送るが、昭和四十四年度から実現させたい」と、公社総裁も言明していることでもありますので、個別の引き

上げは本年度は差し控えて、設備料を含めて料金体系全般について総合的に検討を加えるべきものと考えるのであります。政府の明快なお考えをお聞かせ願いたいと存じます。

今日まで電信電話拡充計画は、過去十四年間常に計画を上回る実績をあげ、加入電話の増設は過去十五年間で七百四十四万個、明治二十二年創業以来、まさに一千万個に達しようとしており、電話局の建設も二千三百局となつております。そして第四次五カ年計画では、さらに九百万余の加入電話の増設が見込まれるなど、過去十五年間で実施した以上のものを、わずか五カ年間で一律に行なおうとしておるのであります。その建設資金も過去十五年間で二兆八千四百億を要しておりますが、今回はそれを上回る三兆五千二百億

円というばく大なものであります。

いまや、電話は生活の一部として需要はますます多くなり、公社としての公共サービスに対する責務が、より以上に重大化してまいります。しかるに、公社経営のむだと不合理は、中継機械化のミス、事務近代化のロス投資、共益制度や、大メーカー中心の指名入札などに数多く見られるところであり、経営と計画の改善、さらに民主化を徹底的に行なう必要があると思つております。この点いかがですか、御答弁をお願いしたいのであります。

また、特に注目すべきは、公社の第四次計画に含まれておる電気通信事業の一大変革をもたらし、ところの「第三の通信」と呼ばれるデータ通信やビル電話などの大企業向けのサービスを開始しようとしておることでもあります。このデータ通信は、通産省において情報処理センターとして行なわれるといわれておりますが、一つの国家機関の中に二つのデータ通信ということは、国民経済、社会資本の投下からみて効率的でなく、むだを生ずることは明白であります。このような国家としてむだを排除し、本計画は企業負担と財政投融資によるべき性質のものでありまして、断じて国民

大衆の料金負担によつてなされるべきものではないと存じます。御見解をお聞かせいただきたいと思います。

冒頭申し述べましたごとく、電電公社の持つ特殊性を十分認識し、公共の福祉増進と国民の利便の上に立つた、あまねく公平な電信電話事業のあり方を抜本的に検討し直すべきであり、その結論の上に立つて、設備料の引き上げは断じて許されるべきではないと考へるものであります。

以上、政府当局の見解を承ると同時に再考を促して、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 森君にお答えいたします。

佐藤内閣の課題は、内にありましては物価を安定すること、これは御指摘のとおりであります。しこうして、最近の消費者物価の上昇、その基本的な原因は、私が申し上げるまでもなく、経済の構造的変化に基因する、かように私どもは見えております。したがって、物価上昇の根源を是正するために、四十三年度におきまして、財政金融政策の適切な措置、運営とあわせて、いわゆる生産性の低い農業や中小企業の生産性を高めるために近代化をはかる、あるいは流通機構の改善をする、また、物価のために競争条件を整えるというようなことをいたしますと同時に、予算編成におきましては、いわゆる公共料金の二部等につき最小限度の引き上げを行なうことといたしました。これは森君も御承知のことだと思っております。財政体質の改善をはかる、その見地からやむを得ずとった措置でございます。この措置は、森君が御指摘になりましたように、当面の物価に好ましくない影響を与えることは、これは否定できません。しかし、財政の健全化に積極的に取り組んだということとは、長期的には物価安定に寄与するものと考えます。したがって、長い目で見ていただきたいと思います。

最後に、やや脱線されたのではないかと思います。昭和四十二年四月五日 参議院会議録第十号

すが、アメリカのジョンソン大統領が次期候補として立候補しない、そこで、佐藤も責任をとってやめたらと、こういうことでジョンソン大統領を引き合いに出されましたが、私は独立国日本の総理でございます。したがって、日本国民の福祉の向上のために責任を持つものであります。アメリカの大統領がやめようがやめまいが、そういうことは関係はございません。御了承いただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 公共料金と物価との関係は、政治的にはなかなかむずかしい問題でございますが、結局これを合理的に解決するために、やはり利益負担の原則というものを生かして考へることが適当ではないかと考へます。今回の場合は設備料を引き上げたのでございすが、新規に架設に要する工事費の中で、加入者の専用性が特に強いと考へられる部分について、加入者の負担としたのでございまして、この設備料は新規加入のときにおける一時的な負担でございます。電話使用料とか、あるいは度敷料というような通常のサービスに対する料金とは性格が違いますので、したがって、この設備料の引き上げということとは、直接物価との問題はそう大きい影響として考へられる問題ではないと考へます。(拍手)

〔国務大臣小林武治君登壇、拍手〕

○国務大臣(小林武治君) 電話が、昭和四十七年末には、申し込んだらすぐつくようにしたいというところは、申し込めたいと思っております。ところが、その後、電話に対する社会の需要が意外に強い、こういうことのために、これらが困難な事情になってきた、しかも、これに対してそれだけのことをするには膨大な資金を要するが、社会経済発展計画との関係もあつて、電話だけを推し進めるといふようなことはきわめて困難だ、こういうことから、いまのようなことに相なったのでございまして、四十七年度末には何とか三世帯に一世帯くらいのひとつ架設をいたしたいと、かよ

うなことを考へておるのであります。それから、料金値上げの問題でございすが、これは森議員も御存じのように、もうここ数年の問題であつて、電電公社からさうな申請があつたことは御承知のとおりであります。お話のように、料金というものの一般物価に対する関係、あるいは横の社会に与える影響等もいろいろ考へをいたしまして、この際は、いまお話のような設備料だけとなつたのであります。設備料というものはこれは一時金だ、したがって、これらはその料金としての影響はなからうと、こういうことであるのでございまして、いずれにいたしましても、電話を一つかけるには三十何万円かかる、その中の一部でございまして、これを負担金としていたただけば、それは料金に反映しない、こういうことになるのであります。いずれにいたしましても、このことは、私は、加入者のためにとつて悪いことではない、かように考へておるのでございまして。

また、いまのデータ通信の問題のお話がありました。これは特殊の需要者に対する供給と、こういうことになりまして、できるだけの投資というものが一般の加入者の負担にならないようにするということは当然であります。あるいは負担金、あるいは財政投融資と、こういうものに主としてよるようになる、かように考へておるのであります。

なお、来年度の値上げの問題はどうかと申しますが、この問題は、私どもは、公社当局の強い要望にもかかわらず、やはりいろいろな公社全体の経営状態、あるいは社会経済との関係等も考慮して、慎重に対処すべきものとしたしておるのであります。今後、十分お話の向きも参照いたしまして考へをいたしたいと、かように考へておるのでございまして。

なお、電電公社の入札その他についてはいろいろの御意見があるのであります。私どもも、これらについては、いやくも社会の疑惑を招かないようにしたいと、かように十分な注意をいたしております。あの大膨大な経営そのものにつきましても、お話のように、十分反省、検討を加うべきものであらうと思つて、その向きの指示をし、その反省を求めておるのでございまして。それから、電話を大企業とかあるいは特殊の者のためにすべきでない。これは当然のことでありまして、私どもも、統いて電話そのものは産業経済の発達に資することはもとより、国民生活全体の向上のために重点を置いて今後の架設等についても考へたい、かように考へておるのでございまして。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 積滞率が減らないといふことは、文明国にとつては非常に恥ずかしいことだと思つております。それで、設備料も、安ければ安いほどいいわけでございますが、安いだけども、いつまでたつても引けないのだといふのは、これはやはり実際何にもならぬわけでございます。それから、幾らかでもこの積滞率が減るようになつて、かやうに考へ方としては本筋であらうと思つて、私も今回の趣旨に同意をいたしたやうなわけでございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事西田信一君。

昭和四十三年四月五日 参議院會議録第十号

審査報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避の  
ための日本国とデンマーク王国との間の条約  
の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税  
法の特例等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よ  
つて要領書を添えて、報告する。

昭和四十三年四月二日

大蔵委員長 青柳 秀夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、所得に対する租税に関する二重  
課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデ  
ンマーク王国との間の条約が改正されることと  
なつたことに伴い、デンマーク王国の居住者が  
支払を受ける配当、利子、使用料等に対する所  
得税の税率の特例措置の内容を改めるとともに  
に、道府県民税、市町村民税等の税率の特例を定  
める等所要の規定の整備を図るため、所得に対  
する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防  
止のための日本国とデンマーク王国との間の条  
約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律  
の全部を改正しようとするものであつて、適当  
な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

所得に対する租税に関する二重課税の回避の  
ための日本国とデンマーク王国との間の条約  
の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税  
法の特例等に関する法律案

右

昭和三十九年三月十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避の  
ための日本国とデンマーク王国との間の条約  
の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税  
法の特例等に関する法律案

所得に対する租税に関する二重課税の回避  
のための日本国とデンマーク王国との間の  
条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び  
地方税法の特例等に関する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び  
脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との  
間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する  
法律(昭和三十四年法律第五十二号)の全部を改  
正する。

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税に関する  
二重課税の回避のための日本国とデンマーク王  
国との間の条約(以下「条約」といふ。)を実施す  
るため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、  
法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び地方  
税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例  
その他必要な事項を定めるものとする。  
(配当)に対する源泉徴収に係る所得税の税率の  
特例)

第二条 デンマークの居住者(所得税法第二条第  
一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号  
に規定する外国法人(同項第八号に規定する人  
格のない社団等を含む。))で、デンマーク王国の  
条約第四号第一項に規定する居住者であるもの  
をいう。以下同じ。が支払を受ける条約第十号  
第一項に規定する配当で同法の施行地にある源  
泉があるもの(その者の同法の施行地にある条  
約第五号に規定する恒久的施設に属せられるも  
のを除く。)に対する同法第七十号、第七十七  
九号又は第二百三十三号第一項の規定の適用につ  
いては、これらの規定中「百分の二十」とあるの  
は、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のう  
ち条約第十号第二項(四)の規定に該当するものに  
対する同法第七十九号又は第二百三十三号第一

項の規定の適用については、これらの規定中  
「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。  
(利子、使用料等)に対する源泉徴収に係る所得  
税の税率の特例)

第三条 デンマークの居住者が支払を受ける条約  
第十一号第一項に規定する利子又は条約第十二  
号第一項若しくは第六項に規定する使用料若し  
くは収入で所得税法の施行地にある源泉がある  
もの(その者の同法の施行地にある条約第五号  
に規定する恒久的施設に属せられるものを除  
く。)に対する同法第七十号、第七十九号又は  
第二百三十三号第一項の規定の適用について  
は、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、  
「百分の十」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する利子、使用料  
若しくは収入に対し所得税を課せず、又は当該  
利子、使用料若しくは収入に対する所得税額を  
その支払を受けるべき金額の百分の十に相当す  
る金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げ  
ない。

(配当、利子、使用料等)に対する申告納税に係  
る所得税の軽減)

第四条 所得税法第六十四号第一項第一号に掲  
げる非居住者に該当するデンマークの居住者で  
ある個人が次の各号に掲げる所得を有する場合  
において、その者の所得税額のうち当該所得に  
対応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得  
に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じ  
て計算した金額の合計額をこえるときは、その  
者の所得税額につき、そのこえる金額に相当す  
る税額を軽減する。

一 第二条に規定する配当に係る所得 百分の  
十五

二 前条第一項に規定する利子、使用料又は収  
入に係る所得 百分の十

2 デンマークの居住者である個人(前項に規定  
する者を除く。)が前条第一項に規定する利子又  
は使用料で所得税法第六十一号第一号に掲げ

二〇四

る所得又は同条第三号に掲げる対価に該当する  
もの(その者の同法の施行地にある恒久的施設  
に属せられるものを除く。)に係る所得を有する  
場合において、その者の所得税額のうち当該所  
得に対応する部分の金額が、当該利子又は使用  
料の金額の合計額の百分の十に相当する金額を  
こえるときは、その者の所得税額につき、その  
こえる金額に相当する税額を軽減する。

3 前二項に規定する所得税額のうちこれらの規  
定に規定する所得に対応する部分の金額は、当  
該所得の生じた年分につき、これらの規定の適  
用がないものとして計算した場合における所得  
税額に相当する金額から、当該所得が生じた年  
分かつたものとして計算した場合における所得税額  
に相当する金額を控除して得た金額とする。

(配当、利子、使用料等)に対する法人税の軽減)

第五条 法人税法第四十一号第一号に掲げる外  
国法人に該当するデンマークの居住者である法  
人(同法第二号第八号に規定する人格のない社  
団等を含む。以下同じ。)が次の各号に掲げる所  
得を有する場合において、その者の法人税額の  
うち当該所得に対応する部分の金額が、当該各  
号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲  
げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえ  
るときは、その者の法人税額につき、そのこえ  
る金額に相当する税額を軽減する。

一 第二条に規定する配当(次号の配当に該当  
するものを除く。)に係る所得 百分の十三  
二 第二条ただし書に規定する配当に係る所得  
百分の八・七

三 第三条第一項に規定する利子、使用料又は  
収入に係る所得 百分の八・七

2 デンマークの居住者である法人(前項に規定  
する者を除く。)が前条第二項に規定する利子又  
は使用料に係る所得を有する場合において、そ  
の者の法人税額のうち当該所得に対応する部分  
の金額が、当該利子又は使用料の金額の合計額  
の百分の八・七に相当する金額をこえるとき



は、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

3 前二項に規定する法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(配当、利子、使用料等に係る地方税の課税の特例)

第六条 デンマークの居住者である法人に対して課する次の各号に掲げる地方税については、その課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額に係る税率は、それぞれ次の各号に掲げる税率とする。

- 一 道府県民税の法人税割 百分の五・八
- 二 市町村民税の法人税割 百分の八・九
- 三 都民税の法人税割 百分の十四・七

2 前項に規定するその課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第三項の規定により計算した金額から同条第一項又は第二項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

(双方居住者の取扱い)

第七条 所得税法第二條第一項第三号に規定する居住者で条約第四條第二項の規定により条約の

適用上デンマーク王国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く)、地方税法(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税に係る部分に限る。)及びこの法律の規定を適用する。

(双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに関する手続)

第八条 大蔵大臣は、条約第四條第二項の合意をする場合又は地方公共団体が課する租税に關し条約第二十五條第二項の合意をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これをするものとする。

2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。

(実施規定)

第九条 第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

附則

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条及び第三条中所得税法第七十条及び第七十九條の規定に係る部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入について適用し、同日前に支払を受けるべき改正前の所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(以下「旧法」という。)第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。

3 第二条及び第三条中所得税法第二百三十三條第

一項の規定に係る部分は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子、使用料若しくは収入で施行日以後に支払われるものについて適用し、施行日前に支払われる旧法第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子については、なお従前の例による。

4 第四条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

5 第五条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

6 第六条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

(西田信一君登壇、拍手)

○西田信一君 たいま議題となりました法律案の内容は、所得に対する租税に關する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本とデンマークとの間の条約が改正されたことに伴い、現行特例法の全部を改正し、所得税法の特例等を定めようとするものであります。すなわち、デンマークの居住者が受ける配当、利子、使用料等に対する所得税の税率を、配当については、親子会社間配当を除き一五%、親子会社間配当、利子及び工業所有権等の使用料については一〇%と規定するとともに、道府県民税、市町村民税等の特例を定める等、所要の規定を設けようとするものであります。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、日本万国博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長三木與吉郎君。

〔審査報告書は都合により第十三号末尾に掲載〕

日本万国博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十三年三月十八日 衆議院議長 石井光次郎 参議院議長 重宗 雄三殿

日本万国博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法案

日本万国博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会に關し、国際博覧会に關する条約(以下「条約」という。)第十五條の規定に基づき政府代表の設置及びその任務、給与等を定めることを目的とする。

昭和四十三年四月五日 参議院會議録第十号 日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

(日本万国博覧会政府代表)

第二条 外務省に、日本万国博覧会政府代表(以下「代表」といふ)一人を置く。

2 代表は、特別職の国家公務員とする。

3 代表は、外務公務員とする。この場合において、代表については、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条、第七条、第二十七條及び第二十八條の規定を適用する。

4 代表は、行政機関の職員に定員に関する法律(昭和四十三年法律第 号)第一条第一項の職員に含まないものとする。

(任務)

第三条 代表は、日本万国博覧会に關し、条約(条約第八條の一般規則を含む)の定めるところにより、日本国政府を代表し、その約束の履行を保障することを任務とする。

第四条 關係各省庁の長は、代表の任務に關し、必要な措置をとるものとする。

(任免)

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行なう。

2 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

(給与及び災害補償)

第六条 代表の俸給月額は、二十六万円とし、その他その給与及び公務上の災害補償については、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、日本万国博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

(三木與吉郎君登壇、拍手)

○三木與吉郎君 たいだいま議題となりました日本万国博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

につきますして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和四十五年に大阪で開催される日本万国博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会に関する条約第十五條の規定に基づき、日本国政府を代表し、その約束の履行を保障する任務を有する日本万国博覧会政府代表を設置することとし、その任務、給与等について所要の事項を定めたものであります。

最近、ようやく、日本万国博覧会開催の時期が近づいてつきました。政府代表の任務が次第に増大するに至りまして、条約上の政府代表として全面的な活動を行なわなければならない事態に立ち至りましたので、本法律案のような政府代表の職が設けられることとなった次第であります。

委員会におきましては、慎重審議、特に、今回新たに政府代表の職を設けることとした理由、政府代表の任務遂行の方法、各国の万国博参加状況等につき、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は會議録に譲ります。

四月四日、質疑を終え、討論採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言なければ、これより採決いたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

出席者は左のとおり。議長 重宗 雄三君 副議長 河野 謙三君

議員

- 原田 立君 矢追 秀彦君 石本 茂君 中尾 辰義君 八田 一朗君 田代富士男君 櫻井 志郎君 宮崎 正義君 金丸 富夫君 青田源太郎君 紅露 みつ君 平泉 渉君 宮崎 正雄君 山内 一郎君 任田 新治君 高橋雄之助君 中村喜四郎君 山本 杉君 温水 三郎君 村上 春藏君 仲原 善一君 西郷吉之助君 森 八三三君 徳永 正利君 重政 庸徳君 高 広為君 中津井 真君 佐田 一郎君 近藤英一郎君 黒木 利克君 野知 浩之君 林 浩三君 迫水 久常君 梶原 茂嘉君 大谷 賛雄君 林屋亀次郎君 郡 祐一君 近藤 鶴代君 前川 且君 小野 昇君 高橋文五郎君 山崎 奇君 黒柳 明君 中沢伊登子君 市川 房枝君 片山 武夫君 西村 尚治君 北條 篤八君 谷口 慶吉君 小平 芳平君 井川 伊平君 木内 四郎君 小柳 牧衛君 菅野 儀作君 船田 謙君 柳田桃太郎君 山本茂一郎君 土屋 義彦君 大森 久司君 藤田 正明君 岸田 幸雄君 木村 陸男君 西田 信一君 沢田 一精君 三木與吉郎君 八木 一郎君 吉武 恵市君 齋藤 昇君 森田 隆輔君 佐藤 一郎君 佐藤 隆君 田村 賢作君 楠 正俊君 長谷川 仁君 北島 教真君 田中 茂穂君 平島 敏夫君 岡村文四郎君 増原 恵吉君 古池 信三君 石原幹市郎君 遠田 龍彦君 竹田 現照君 木村美智男君 岡本 悟君 沢田 政治君 和田 鶴一君

- 松本 賢一君 西村 虎雄君 林 正治君 伊藤 甚助君 大河原 次君 伊藤 碩哉君 近藤 信一君 光村 碩哉君 新谷貞三郎君 伊藤 碩哉君 小酒井義男君 寺野 忠二君 大倉 精一君 松永 与一君 岩間 正男君 大和 与一君 春日 正一君 須藤 五郎君 川村 清一君 森 波男君 田中寿美子君 大橋 和幸君 鶴岡 哲夫君 大森 創造君 野上 元君 山本伊三郎君 武内 五郎君 森 元治郎君 北村 暢君 横川 正市君 永岡 光治君 中村 守義君 岡 三郎君 鈴木 壽君 藤田 進君 加瀬 英男君 秋山 長造君 羽生 三三君 松澤 兼人君 岡田 宗司君 加藤シツエ君

- 内閣総理大臣 佐藤 榮作君 外務大臣 三木 武夫君 大蔵大臣 小田 三喜男君 郵政大臣 小林 武治君 国務大臣 宮澤 喜一君 科学技術政務次官 天野 光晴君 厚生政務次官 谷垣 専一君 電気通信監理官 柏木 輝彦君

定価 一部二十五円 (ただし厚紙製は三十円) (送料別) 発行所 東京都港区赤坂英町二番地 大蔵省印刷 電話 東京 五八二 四四二(六代)

明治二十五年三月三十一日 第三号郵便物認可